

B - 審

令和元年8月29日判決言渡 同日原本領收

平成30年(ワ)第356号 慶謝料請求事件

口頭弁論終結日 令和元年5月23日

裁判所書記官 山本有理



判 決

5

群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1

原

告

今

井

豊

前橋市大手町一丁目1番1号

被

告

群

馬

県

同 代 表 者 知 事

山

本

太

同 訴訟代理人弁護士

長

川

輔

同 指 定 代 理 人

浦

野

則

同

星

佳

彦

同

津

征

一

同

木

就

綱

同

森

信

史

同

筑

智

10

15

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

20

事実及び理由

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、10万円を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。

第2 事案の概要

25

- 1 本件は、原告が、被告に対し、原告を被害者とする脅迫や住居侵入等があつたという原告の訴えについて、群馬県警察本部に所属する警察官らがこれを聞

き入れずに事件性を否定したり、現場検証の要請を拒否したりするなどしたことが違法であり、原告がこれらによって精神的苦痛を被った旨を主張して、国家賠償法1条1項等に基づき、相当な慰謝料額の一部として10万円の支払を求めた事案である。

5 2 当事者の主張

(1) 原告の主張

ア 不法行為

(ア) 不法行為1

a 平成27年1月11日午後2時頃、原告が自己所有の畑においてたき火をしていた際、狙撃者グループ（氏名不詳）から脅迫の意図を持って至近距離から対面で狙撃されたことについて、原告の通報により駆け付けて現場検証を行った群馬県警察本部（以下「群馬県警」という。）沼田警察署の警察官6名のうちの1人である「ヤナオカ」と名乗る警察官は、同日午後6時頃、原告が「脅迫」を主張したのに対し、「脅迫には言葉が必要」などと、原告が主張する「脅迫の意図」と狙撃被害の事件性を否定した。

b 「ヤナオカ」の上記言動は、事実を否定する違法なものであり、これによって、原告は精神的苦痛を被った。

(イ) 不法行為2

a 平成27年1月26日午前9時頃、狙撃者グループが原告の通行する道路上におびただしい血痕を散乱させ、カラスの大群を集めて騒然とさせたことについて、原告の要請に基づいて現場検証を行った沼田警察署の「クロイワ」と名乗る警察官は、同日午後3時頃、原告の「先日の狙撃者グループによる脅迫行為である。」旨の主張に対し、「ハンターが獲物を捌いた結果と判断するので事件性はない。」などと述べて不合理に事件性を否定した。

b 「クロイワ」の上記言動は、事実を否定するものであるから違法であり、これによって、原告は精神的苦痛を被った。

5 (ウ) 不法行為 3

a 平成27年1月26日午後5時頃、狙撃者グループが原告の通行する道路上に頭と毛皮だけにした2匹の小猪の死骸を置いたこと、翌27日午前9時頃には上記死骸のうち一つを隠したことについて、「ヤナオカ」は、同日夕方、原告に対し、「100%カラスの仕業であり、事件性なし」と主張し、原告が要請した現場検証を拒否した。

b 「ヤナオカ」の上記言動は違法であり、これによって、原告の恐怖心は続き、原告は精神的苦痛を被った。

10 (エ) 不法行為 4

a 平成27年1月29日午前、「クロイワ」は、上記(ウ)aの狙撃者グループによる二つの行動について、「とにかく100%獣の仕業であり事件性無し」などとして、原告の訴えを聞き入れず、現場検証の要請を拒否した。

b 「クロイワ」の上記言動は違法であり、これによって、原告の恐怖感は続き、原告は精神的苦痛を被った。

15 (オ) 不法行為 5

a 平成29年4月5日午後8時頃、沼田郵便局の「サイトウ」と名乗る職員が原告の居眠り中に無断で屋内に侵入してゆうパックを置き去り、配達証明の原告の受取サインを偽造したことについて、同月7日午後0時19分頃、原告が通報して駆け付けてきた沼田警察署の「マキシマ」と名乗る警察官及び同署の警察官4名は、原告の被害申告、現場検証及び筆跡鑑定の要請を拒否し、同月8日には、沼田警察署の「トキタ」と名乗る警察官が原告の告訴状を無視した。

b 「マキシマ」ら及び「トキタ」の上記行為は違法であり、これによ

って、原告の著しい恐怖感は続き、原告は精神的苦痛を被った。

(ガ) 不法行為 6

a 平成29年8月15日午後6時4分頃、沼田警察署の「マキシマ」は、原告が「石井恵子」（以下「石井」という。）の原告宅に対する住居侵入罪に関して作成した告訴状について、受理権限がないからとして受理を拒否した上、2名の警察官とともに、原告が脅迫の被害者本人として要請した現場検証を実施しなかった。

b 原告が、告訴状の受理及び現場検証を要請したにもかかわらず、「マキシマ」らが正当な根拠を示さずにこれらを無視した行為は違法であり、これによって、原告の著しい恐怖感は続き、原告は精神的苦痛を被った。

(キ) 不法行為 7

a 原告は、沼田警察署の警察官に対し、上記の各未決事項を執り行うことを要請したところ、沼田警察署の「カワタ」と名乗る警察官は、平成29年10月2日午後2時24分頃、これに回答する意思がないと答え、「タカダ」と名乗る警察官は、同月3日午後3時20分頃、原告からの電話を沼田警察署長に取り次がず、同月4日午後3時45分頃には、「沼田署員のことを沼田署に言ってもしょうがないでしょう。」と暴言を吐いて、原告からの電話を沼田警察署長に取り次がず、同月5日午前10時39分頃にも、原告からの電話を沼田警察署長に取り次がずに無視した。

b また、原告は、同日午前10時44分頃、群馬県警に電話して、同監察課の「ワタナベ」と名乗る警察官に対し、上記(ア)ないし(カ)及び上記(キ)a の経緯を説明して、沼田警察署の監督と狙撃者グループの監視を要請したにもかかわらず、「ワタナベ」は、「沼田署が事件性無しとしたならそういうことでしょ？」と、職務放棄の態度でこれを無視

した。

c 「カワタ」、「タカダ」及び「ワタナベ」の上記対応は違法であり、これにより、原告の著しい恐怖感は続き、原告は精神的苦痛を被った。

(ク) 不法行為 8

a 原告は、平成29年10月7日午後0時48分頃、沼田警察署の警察官に対し、禁漁期間中であるにもかかわらず、同日午前10時50分頃に銃声がした事実、及び前月前半にも数発の銃声がした事実をそれぞれ伝えたところ、「ハギワラ」と名乗る警察官は、狙撃者グループの脅迫の搜査の要請を無視し、同月27日午後3時頃にも原告が同旨の各事実に加えて、新たな銃声がした事実を伝え、沼田警察署長の見解を問いたい旨も伝えたにもかかわらず、「ノグチ」と名乗る警察官は、これを無視した。

b 「ハギワラ」及び「ノグチ」の上記対応は違法であり、これによつて、原告の著しい恐怖感は続き、原告は精神的苦痛を被った。

イ 損害の発生

原告は、群馬県警に所属する警察官の言動により多大な精神的苦痛を被ったものであるから、相当な慰謝料額は100兆円である（本訴は上記慰謝料の一部請求である。）。

(2) 被告の認否及び主張

ア 不法行為

(ア) 不法行為 1

a 平成27年1月11日午後3時過ぎの原告の群馬県警に対する通報を受けて、柳岡顕警察官（以下「柳岡警察官」という。）ほか4名の警察官が現場に臨場して、原告に対応したこと、同日（午後7時10分頃）に柳岡警察官が原告に電話し、獵銃発砲等につき事件性が認められない旨の説明をしたことは認めるが、その余は否認する。

b 柳岡警察官は、原告に対し、原告及び射撃した者からの事情聴取及び現場状況の確認等の必要な捜査を行った上で事件性がないと判断し、原告に伝えたものであり、捜査の適正を欠いていない。

(イ) 不法行為 2

a 原告主張に係る騒然とさせたことについて、これを狙撃者グループがしたとの主張は不知又は否認する。原告からの通報により黒岩隆宏警察官（以下「黒岩警察官」という。）ら警察官が現場に臨場したこと、黒岩警察官が事件性を否定する対応をしたことは認めるが、それが不合理で違法である旨の主張は争う。

b 黒岩警察官は、現場臨場して、現場検証等の必要な捜査を実施して事件性がないと判断して原告に伝えたものであり、捜査の適正を欠いていない。

(ウ) 不法行為 3

a 不知ないし否認する。

b 柳岡警察官は、狙撃者グループによる原告に対する脅迫とする合理的な理由がないと考え、水上交番勤務員に現場臨場を依頼してその報告を受けた上で、その趣旨を原告に伝えた。柳岡警察官は、上記の警察官による必要な捜査を行わせて事件性がないと判断し、原告にその旨を伝えたのであるから、捜査の適正を欠いていない。

(エ) 不法行為 4

黒岩警察官は、猪等の死骸の放置現場には何度も臨場して、写真撮影等を実施し、現場検証など必要な捜査をした上で事件性がないと判断し、その旨を原告に伝えたのであり、捜査の適正を欠いておらず、違法ではない。

(オ) 不法行為 5

a 平成29年4月7日について

- (a) 筆跡鑑定をしなかったことは認め、その余は否認する。
- (b) 牧島秀夫警察官（以下「牧島警察官」という。）ら4名の警察官が同日午後0時頃に現場臨場し、原告及び郵便局配達員の上司から事情聴取するなどして配達が適正にされたことを確認し、住居侵入等の事件性がないことが明らかであるとして、筆跡鑑定の必要がないと判断し、その旨を原告に説明したものであり、捜査の適正を欠いていない。

b 同月8日について

- (a) 否認する。
- (b) 同日（午前10時40分頃）沼田警察署で対応したのは狩野佑樹警察官（以下「狩野警察官」という。）らである。狩野警察官は、原告が告訴状案を参考に提出する旨を申し立てたことから、告訴状の写しを作成して受け取り、原本を原告に返戻した。

(カ) 不法行為6

- a 平成29年8月15日頃に原告の通報により現場臨場した牧島警察官が告訴状を受理しなかったことは認め、その余は否認ないし争う。
- b 牧島警察官は、原告及び関係者に対する事情聴取等によって把握した原告と石井との関係や石井の役割等を踏まえて、住居侵入罪等の立件の必要性がないと判断し、原告に説明するなどの対応をし、また、告訴状の受理は、警察署の事件担当課長が行い、補助者が補助するものであり、臨場現場で行うことができないとしたものであり、同警察官の対応は捜査の適正を欠いていない。

(キ) 不法行為7

- a 平成29年10月2日午後2時24分頃の川田一真警察官（以下「川田警察官」という。）の応答は不知（事実確認できない。）。
- b 原告が同月3日から同月5日まで3日連続で沼田警察署に電話して

きたこと、これに対応した高田光男警察官（以下「高田警察官」という。）が原告主張に係る暴言をしたことは否認する。高田警察官は「現場で説明した内容に変わりなく、原告の主張については肯定も否定もしない。」旨の発言をした。

- 5 c 原告が同月5日に群馬県警に電話した際、警務部監察課の渡邊俊弘警察官（以下「渡邊警察官」という。）がこれに対応したことは認め、その余は否認する。
- d 川田警察官、高田警察官及び渡邊警察官の対応が違法である旨の主張は争う。

10 (ク) 不法行為8

- a 原告が平成29年10月7日午後0時48分頃に沼田警察署に電話し、萩原まり子事務職員（以下「萩原職員」という。）が電話対応したことは認め、その余は否認する。
- b 原告が同月27日午後3時頃に沼田警察署に電話した事実及び野口勝久警察官（以下「野口警察官」という。）がこれに電話対応したことはいずれも不知（事実確認できない。）。
- c 萩原職員及び野口警察官の対応が違法である旨の主張は争う。

イ 損害の発生について

否認ないし争う。

20 第3 当裁判所の判断

1 各不法行為の成否

(1) 認定事実

証拠（原告本人尋問の結果のほかは、認定事実中に摘示）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 不法行為1（柳岡警察官）について

(ア) 柳岡警察官（当時沼田警察署生活安全課勤務）は、平成27年1月1

1日午後3時27分頃、原告から、原告が畑で火を燃やしていた際、近くでハンターから猟銃で狙われ発砲されて驚いた旨の通報を受け、沿田警察署の4名の警察官と共に現場に臨場して現場検証を実施した。

(イ) 柳岡警察官らが臨場した現場には、原告のほかに猟銃を発砲したとされる者（以下「本件発砲者」という。）らがいたため、柳岡警察官は、原告からの事情聴取に加えて、本件発砲者からも発砲の経緯や具体的な射撃状況等、すなわち、本件発砲者が肉眼で猪か鹿と思われる獲物を発見し、ライフルのスコープによりそれが鹿だと判ったこと、しかし、原告の存在を認識していたため、獲物が木に隠れて見えなくなる寸前、すなわち、発砲による危険が原告に及ばない、原告から離れた位置に移動するまで待って発砲したこと、及び原告に対して謝罪したことなどを聴取した。また、原告を狙ったものかどうかを調べるため、原告の立ち位置から射撃場所までの直線距離（31m）、原告の立ち位置から射撃方向延長線上までのおろし（垂線の趣旨：15.6m）及び銃口先から原告の方向（約31度）を計測して確認した。

(ウ) なお、その際、本件発砲者は、柳岡警察官に対し、「（原告に）胸ぐらをつかまれ、免許を取り消させてやる、などと言われた。」と述べたところ、それを聞いた原告は、同警察官の面前で、本件発砲者に対し、怒った口調で「襟を触った。片手で胸ぐらをつかめるのか。あの程度で胸ぐらを掴んだと言うなら、あの付近で狩猟できないようにしてやる。村に入り禁止にしてやる。」などと興奮して述べた。

(エ) 柳岡警察官は、原告及び本件発砲者からの聴取内容や両者の言動や態度、並びに上記の計測結果を踏まえ、本件発砲者の発砲が、原告に向けられたものではなく、獲物を狙ったものであると判断し、同日午後7時10分頃、原告に対して電話をかけてその旨を説明し、原告主張に係る脅迫罪が成立するとはいえないから違法ではない旨を説明した。

(オ) なお、柳岡警察官は、同月13日午後3時頃の原告からの電話によつて再度の実況見分の実施を求められたことから、同月14日午前10時・54分頃から、原告及び本件発砲者を立ち会わせてこれを実施した。その際、柳岡警察官は、本件発砲者の指示説明に基づき、獲物がいた場所を確認したところ、真新しい鹿の足跡を認め、そこが獣道であることを確認した。また、本件発砲者から、本件発砲者が原告の所在位置、獲物の位置、射撃方向を確認した上で発砲したこと、及び原告に謝罪したこととを聴取して確認した上で、原告に対し、改めて、本件発砲者の射撃が原告に対する脅迫に当たるとはいえない旨の説明をした。

(乙2の1, 2, 乙3の1)

イ 不法行為2（黒岩警察官）について

(ア) 黒岩警察官（当時沼田警察署地域課勤務）は、平成27年1月26日午後2時頃、原告からの通報を受けて現場に臨場し、原告の通行する道路上に血痕が散乱している状況等を確認し、位置の測定、写真撮影等を実施したところ、黒岩警察官は、狩猟者が現場で普通に獲物を捌いた結果と判断し、死骸の処理方法に問題があるとの認識を持ったが、道路上の血痕の散乱等が原告に対する脅迫行為であることを裏付ける合理的な根拠は認められなかった。

(イ) そこで、黒岩警察官は、道路上の血痕の散乱等について、これが上記アの本件発砲者ら狙撃者グループの原告に対する脅迫行為である旨を訴える原告に対し、上記の検討を踏まえた判断として、上記の血痕の散乱等について、上記の認識を伝えた上で、原告が主張する脅迫罪に係る事件性があるとはいえないと考える旨を伝えた。

(乙3の2)

ウ 不法行為3（柳岡警察官）について

(ア) 柳岡警察官は、上記イの翌日である平成27年1月27日、原告から、

原告の通行する道路上に小猪等の死骸等が放置されるなどし、これが、上記アの本件発砲者ら狙撃者グループの仕業であり、原告に対する脅迫であると訴えて、現場検証を要請する旨の電話を受けた。

(イ) 同じ沼田警察署勤務の黒岩警察官との間で情報交換して認識を共有していたと推認される柳岡警察官は、原告の上記の訴えを懐疑的に考えていたが、原告から上記のとおり現場検証を求められたため、水上交番勤務の警察官に依頼してその状況等を見分させてその結果報告を受けた。そして、柳岡警察官は、同報告が自らの考えに沿う内容であったことから、原告に対し、上記の小猪等の死骸等の放置等について、原告に対する脅迫罪に係る事件性があるとはいえない旨の連絡をした。

(乙3の1)

エ 不法行為4（黒岩警察官）について

(ア) 原告は、平成27年1月29日午前、沼田警察署に電話をかけ、電話対応した黒岩警察官に対し、上記イ及びウの小猪等の死骸等の放置等について、これまでと同様、上記アの本件発砲者ら狙撃者グループの仕業であり、原告に対する脅迫である旨を訴えた。

(イ) 柳岡警察官と情報交換して認識を共有していたと推認される黒岩警察官は、上記イ及びウの経過並びに上記の現場には何度も臨場して写真撮影等をした経緯を踏まえて、猪等の死骸等が移動したことは獣の仕業であり、原告に対する脅迫罪に係る事件性があるとはいえない旨の説明をした。

(乙3の2)

オ 不法行為5について

(ア) 牧島警察官らの不法行為について

a 牧島警察官ら4名の警察官は、原告から、郵便局配達員が原告の居眠り中に勝手に肩書住所地の自宅に入り込んで荷物を置き、受領のサ

インを勝手に書いたが、これは郵便局配達員による住居侵入や文書偽造等の犯罪であるから捜査してもらいたい旨の通報を受け、平成29年4月7日午後0時頃、同配達員が所属する沼田郵便局に臨場した。

b そして、牧島警察官らは、原告、原告方に荷物を届けた郵便局配達員本人及びその上司から事情聴取し、受領証を確認するなどして、現段階では、郵便局配達員に対する住居侵入及び文書偽造等の嫌疑があるとはいえないと判断し、筆跡鑑定も行わないこととして、原告にその旨を説明したところ、原告は、今日は受領証が見られただけで良かったので帰りますなどと述べて帰路についた。

(イ) 狩野警察官の不法行為

原告は、同月8日午前10時40分頃、沼田警察署を訪れ、これに応対した狩野警察官（「トキタ」なる警察官ではない。）に対し、上記ア a の郵便局配達員の行為の犯罪性を訴え、これが威力による脅迫、犯人隠避及び証拠隠滅に当たるので厳罰を求めるべく、今後前橋地方検察庁に対して告訴状を提出することを検討しているので、その告訴状の文案（以下「告訴状案」という。）を参考にしてもらいたい旨を伝えて、狩野警察官に告訴状案を手渡した。

狩野警察官は告訴状案の写しを作成してそれを受け取り、告訴状案の原本を原告に対して返戻した。

(甲5、乙2の7、8、乙3の4ないし7)

カ 不法行為6（牧島警察官）について

(ア) 牧島警察官は、平成29年8月15日頃、石井による原告の自宅への住居侵入罪の嫌疑により、原告の自宅を訪れていたものであるところ、原告からの事情聴取（加えて、その際、侵入されたとされる臨場現場の原告の自宅内の状況等を調べたものと推認される。）のほか、捜査結果として、原告と石井との関係、世話人としての役割性等の把握した諸事

5 情を踏まえて、現段階では、上記人物に対する住居侵入罪を立件する必要性があるとは認められないと判断し、原告に対してその旨を説明した。

(イ) これに対し、原告は納得せず、牧島警察官に対して告訴状を交付しようとしたところ、牧島警察官は、告訴状の受理については、警察署庁舎内において事件担当課長が行い、その補助者が課長の任務を補助するものであるから、警察署庁舎外である臨場現場で告訴状を受理することはできない旨を説明し、現場から立ち去った。

10 (甲8、乙3の5)

キ 不法行為7について

(ア) 川田警察官の不法行為

原告は、平成29年10月2日夕方頃、沼田警察署に電話したところ、電話応対した川田警察官に対し、これまでの未決事項を執り行うように要求したところ、川田警察官は、原告の上記要請を受け容れるとも拒否するとも述べず、原告に対して明確な返答もせず、署内で共有する旨を返答して、原告と川田警察官との電話は間もなく終了した。（甲13の1）

(イ) 高田警察官の不法行為

a 原告は、平成29年10月3日午後2時55分頃から同日午後3時10分頃までの間、及び同日午後3時20分頃から同日午後3時25分頃までの間、沼田警察署に電話し、電話応対した高田警察官に対し、猟銃発砲事件、郵便局配達員の住居侵入事件及び近隣村人の住居侵入事件の検査結果等の報告又は確認を要請したところ、高田警察官は、原告に対し、検査に携わった警察官らが現場で確認した上で原告に対して既に説明している旨、また、事件性を強調する原告の考え方を肯定も否定もしない旨を説明し、自らの言い分が理解されないために感情を高ぶらせる原告の「（沼田警察署）署長を（電話口に）出せ。」との

強い口調の要求を拒否した。

b 同月5日午前10時40分頃の原告からの電話に応対した高田警察官は、上記と同旨の応答をした上で、繰り返し電話を沼田警察署署長につなぐよう求める原告の要求を拒否した。

5 (甲13の1, 2, 甲14, 15, 乙2の10, 11)

(イ) 渡邊警察官の不法行為

原告は、平成29年10月5日午前10時50分頃、群馬県警監察課宛てに電話し、電話応対した渡邊警察官に対し、「猟銃グループに脅迫されている。私を狙撃しようとしたことに間違いない。その後、自宅から200m離れた通り道に猪が皮だけの状態で血だらけになっていたが、私を脅迫している。今も猟銃グループに包囲され付きまとわれたり、ネット包囲網が張り巡らされている。沼田署は人為性がないと言っているが、人為的であり、脅迫されていることに間違いない。また、警視総監に肖像権の侵害やネット包囲網について被害届を出そうとしたときに埼玉県内で叔母がひき逃げにあったので、私は狙われている。」旨を話した。渡邊警察官は、原告に対し、脅迫されている根拠等について説明を求めたものの、原告は「通り道に猪の死骸があるから脅迫されている。」の一点張りで具体的で理解可能な応答をせず、意味不明の申立てに終始した。そこで、渡邊警察官が「猪の死体と脅迫とは別問題であり、沼田署が人為性なしと判断するのであればそのとおりではないか。」と応答したところ、原告は「記録します。」と述べ、渡邊警察官が「どうぞ記録してください。」と応答すると、原告は電話を切った。（乙2の12）

ク 不法行為8について

25 (ア) 萩原事務職員の不法行為

原告は、平成29年10月7日午後0時48分頃、沼田警察署に電話

し、電話応対した萩原事務職員（当日土曜日の日直）に対し、**当**日午前**10時50分頃**に自宅近くでされた禁猟期間中の猟銃の発砲について、事件と思うので**捜査してもらいたい旨を要請し**、同職員に録音を聴かせたところ、萩原事務職員は、その旨を担当者に伝えると返答して電話を切り、同職員は、通常の取扱いどおり、当直司令等に報告するなどの対応をとった。（甲18、乙3の9）

5 (イ) **野口警察官の不法行為**

原告が同月27日午後3時頃に沼田警察署に**電話し**、電話応対した野口警察官（当時）に対し、**上記(ア)の実情**に加えて、**新たな銃声**がした旨、沼田警察署長の見解を問いたい旨を伝えたと推認されるが（乙3の10）、野口警察官が原告に対してした具体的な電話対応の内容は明確ではなく、野口警察官が原告の**通話**を無視する対応をとったなどと認めるに足りる証拠はない。

10 (2) 検討

15 ア 不法行為1（柳岡警察官）について

(ア) 原告は、本件発砲者の発砲について、これが本件発砲者の原告に対する脅迫である旨を訴えたにもかかわらず、柳岡警察官がこれを否定したこととは違法である旨を主張する。

(イ) しかしながら、上記(1)アの認定事実によれば、柳岡警察官の判断は、本件発砲者からの発砲の経緯や射撃状況等に係る聴取結果（獲物が突如出現したという偶発的な出来事であることをうかがわせるものであり、このことは、上記(1)ア(イ)の認定のとおり、獲物がいたとされる位置に獣道が確認されたことからも裏付けられる。），及び客観的な計測結果（上記認定に係る原告の立ち位置から射撃場所までの直線距離及び原告の立ち位置から射撃方向延長線上への垂線の距離、並びに銃口が向けられた方向と原告の立ち位置方向の角度であり、いずれも原

告に危害を加える意図を裏付ける計測値であるといえるものではなかった。）に加えて、原告の本件発砲者に対する言動（上記(1)ア(ウ)。原告の方から本件発砲者の衣服の襟をつかみ、本件発砲者に対して「付近での狩猟禁止、村への出入り禁止」を一方的に告知するものであるところ、原告の本件発砲者に対する攻撃的な発言と行動は、一方の本件発砲者が猟銃を用いて脅迫する加害者であり、もう一方の原告が本件発砲者の脅迫に怯える被害者であるという原告主張に係る両者の関係性とは相容れないものといわざるを得ない。）を踏まえたものと合理的に推認されるのであり、そうすると、脅迫罪に係る事件性があるとはいえないと考える柳岡警察官の言動が、警察官として不合理であるとか、不相当なものであるなどとは到底いえないというべきである。

(ウ) 柳岡警察官の原告に対する言動には不合理性、不相当性が認められない以上、その内容が原告の認識と異なるからといって、それをもって、柳岡警察官の言動が違法となるものではなく、原告の上記主張は理由がないから採用することができない。

イ 不法行為2（黒岩警察官）について

(ア) 原告は、原告が通行する道路上のおびただしい血痕の散乱等について、狙撃者グループによる原告に対する脅迫である旨を訴えたにもかかわらず、黒岩警察官が、脅迫罪に係る事件性を否定したことは違法である旨を主張する。

(イ) しかしながら、血痕の散乱等が確認された場所が、公共の用に供された道路上であり（これが仮に平穏であるべき原告の居宅内又は居宅敷地内で確認されたものであるならば、原告を標的とした、原告に不快又は恐怖の感情を喚起させる行為であるともいい得るが、道路は原告の所有地ではない。），原告以外の第三者も通行し又は通行することが可能な場所である（原告の居宅内又は居宅敷地内であれば、原告以

外に目にする者はいないから原告を標的としたものとの疑いが生ずるが、道路上であれば、原告に限らず、他の一般多数人もこれを目にして得るから、必ずしも、原告を標的としたものであるとは断じ得ない。）ことからすると、道路上に血痕が散乱された状態があるからといって、これが他の誰でもない原告唯一人を標的とした、生命・身体に対する危害が加えられる現実的な危険性がある事象であるということは困難であるといわざるを得ない（黒岩警察官は、原告に対する事情聴取のほかに、位置の測定や写真撮影等の関連捜査をしたもの、そうした危害が原告に及ぶと想起させる具体的な事情が確認された形跡がない。）。

そうすると、黒岩警察官が、上記の血痕の散乱等について、原告に対する脅迫罪に係る事件性があるとはいえないとの考え方を持ったとしても、それをもって直ちに、不合理であるとか、不相当であるなどということはできないというべきである。

(ウ) 黒岩警察官の原告に対する言動には不合理性、不相当性が認められない以上、その内容が原告の認識と異なるからといって、黒岩警察官の言動が違法となるものではなく、原告の上記主張は理由がないから採用することができない。

ウ 不法行為3（柳岡警察官）について

(ア) 原告は、原告が通行する道路上の小猪等の死骸等の放置等について、狙撃者グループによる原告に対する脅迫である旨を訴え、現場検証を求めたにもかかわらず、柳岡警察官が、脅迫罪に係る事件性を否定し、現場検証の要請を拒否したことは違法である旨を主張する。

(イ) しかしながら、小猪等の死骸等の放置等が確認された場所が公共の用に供せられた道路上であり、原告以外の第三者も通行し又は通行することが可能な場所であることからすると、小猪等の死骸等の道路上の

放置等をもって直ちに、原告を標的とした、生命・身体に対する危害が加えられる現実的な危険性のある事象であるということは困難であるといわざるを得ない。

そうすると、沼田警察署勤務の黒岩警察官との間で情報交換して認識を共有していたと推認される柳岡警察官が、水上交番の警察官の現場見分の結果を踏まえ、小猪等の死骸等の道路上の放置等について、原告に対する脅迫罪に係る事件性があるとはいえないとの考えを持ったとしても、それをもって直ちに、不合理であるとか、不相当であるなどということはできないし、柳岡警察官が現場検証を実施しなかつたとしても、捜査手法の選択として不合理であるとも、不相当であるともいい難いというべきである。

(ウ) 柳岡警察官の原告に対する言動には不合理性、不相当性が認められない以上、その内容が原告の認識と異なるからといって、柳岡警察官の言動が違法となるものではなく、**原告の上記主張は理由がない**から採用することができない。

エ 不法行為4（黒岩警察官）について

(ア) 原告は、原告が通行する道路上の血痕の散乱等や小猪等の死骸等の放置等について、狙撃者グループによる仕業であり、原告に対する脅迫である旨を訴えたにもかかわらず、黒岩警察官が、脅迫罪に係る事件性を否定し、現場検証の要請を拒否したことは違法である旨を主張する。

(イ) しかしながら、小猪等の死骸等の放置等が確認された場所が公共の用に供された**道路上**であり、原告以外の第三者も通行し又は通行することが可能な場所である（したがって、原告以外の一般多数人も目にし得る。）ことからすると、小猪等の死骸等の道路上の放置等をもって直ちに、原告を標的とした、生命・身体への危害が加えられる現実的

な危険性のある事象であるということは困難である。

そうすると、沼田警察署勤務の柳岡警察官との間で情報交換して認識を共有していたと推認される黒岩警察官が、小猪等の死骸等の道路上の放置等について、原告に対する脅迫罪に係る事件性があるとはいえないとの考え方を持ったとしても、それをもって直ちに、不合理であるとか、不相当であるなどということはできないし、現場検証を実施しなかったとしても、捜査手法の選択として不合理であるとも、不相当であるともいい難いというべきである。

(ウ) 黒岩警察官の原告に対する言動には不合理性、不相当性が認められない以上、その内容が原告の認識と異なるからといって、黒岩警察官の言動が違法となるものではなく、**原告の上記主張は理由がないから採用することができない。**

オ 不法行為5について

(ア) **牧島警察官らの不法行為について**

a 原告は、沼田郵便局配達員が原告の自宅に無断で侵入し、配達証明の原告の受取サインを偽造したと訴え、住居侵入や文書偽造等の嫌疑で現場検証や筆跡鑑定等の捜査してもらいたい旨の要請をしたにもかかわらず、牧島警察官らが拒否したことは違法である旨を主張する。

b しかしながら、上記(1)オ(ア)b の認定のとおり、牧島警察官らは、平成29年4月7日、原告、原告方に届けた郵便局員及びその上司から事情聴取を行い、原告から交付を受けたとされる受領証を確認するなどの手順を踏んだ**必要かつ合理的な捜査を行った上で、現時点では、住居侵入及び文書偽造等の嫌疑があるとはいはず**、更なる捜査としての**筆跡鑑定の必要がないと判断し**、原告に対して説明したものであり、牧島警察官らの捜査方法や捜査結果に基づく犯罪の嫌疑がないとした判断が不合理であるとか、不相当であるなどとはいうことはできない

し、その時点において更なる捜査として筆跡鑑定等を実施しなかったからといって、捜査手法の選択として不合理、不相当とはいひ難いといふべきである（そもそも、原告は、牧島警察官らに対し、特定の捜査方法（筆跡鑑定）を実施することを要求する立場にない。）。

5 c 牧島警察官らの判断と捜査方法の選択行動には不合理性、不相当性が認められない以上、それらが原告の認識と異なるからといって、牧島警察官らのそれらが違法となるものではなく、**原告の上記主張は理由がない**から採用することができない。

(イ) 狩野警察官の不法行為について

a 原告は、「トキタ」と認識する沼田警察署の狩野警察官が原告の告訴状を無視したことは違法である旨を主張する。

b しかしながら、上記(1)オ(イ)の認定のとおり、狩野警察官は、同月8日午前10時40分頃、原告から、前橋地方検察庁に提出することを検討中の告訴状案を参考にしてもらいたい旨の話を受けて、告訴状案の交付を受け、その写しを作成してそれを受け取り、告訴状案の原本を原告に返戻したものであり、狩野警察官が原告の告訴状を無視したことなどという事実は認められない（そもそも上記の時点において、原告の主張に係る告訴状（原本）は完成していないのであるし、また、原告の想定する提出先は前橋地方検察庁であって沼田警察署ではなかつたのであるから（参考にしてもらいたい旨の話から明らかである。）、狩野警察官が告訴状を無視したなどと指弾されることはできない。）。

c 原告の主張する狩野警察官による告訴状に係る無視行動は認められず、**原告の上記主張は理由がない**から採用することができない。

カ 不法行為6（牧島警察官）について

(ア) 原告は、牧島警察官が**石井**の原告の自宅に対する**住居侵入罪**に係る告訴状を受理せず、原告が要請した現場検証を実施しなかつたことは違

法である旨を主張する。

(イ) しかしながら、上記(1)カの認定のとおり、牧島警察官は、原告からの事情聴取を含む捜査結果を踏まえ、石井に対する住居侵入罪の立件の必要性がないと判断し、現時点では、更なる捜査として現場検証を実施しなかつたものであり、このことが不合理であるとか不相当であるなどとはいえない。

また、告訴状の受理は、その受理手続の確実、適正を期するために警察署庁舎内において担当者が執り行うのが合理的かつ相当であるところ、牧島警察官が沼田警察署庁舎外である臨場現場において告訴状を受理しなかつたことが違法であるというべき特段の事情があるとは認められない。

(ウ) 原告の上記主張は理由がないから採用することができない。

キ 不法行為7について

(ア) 川田警察官の不法行為

a 原告は、原告が沼田警察署の警察官に対して各未決事項を執り行うよう求めの旨の要請について、川田警察官がこれに回答する意思がないなどと返答したことは違法である旨を主張する。

b しかしながら、上記(1)キ(ア)の認定のとおり、川田警察官は、原告に対し、各未決事項を執り行うことの諾否について明確な返答をせず、沼田警察署内の職員間で情報共有をする旨を述べるにとどまったのであり、川田警察官が原告に対して原告の要請に回答する意思がない旨の発言をしたこと認めることを認めると足りる証拠はない（なお、川田警察官の職員間の情報共有に係る発言が違法であるとは認められない。）。

c 原告の上記の主張は理由がないから採用することができない。

(イ) 高田警察官の不法行為

a 原告は、高田警察官が「沼田署員のことを沼田署に言ってもしょう

がないでしょう。」と暴言を吐いたこと、原告からの電話を沼田警察署長に取り次がなかったことは、いずれも違法である旨を主張する。

b しかしながら、上記(1)キ(イ)a の認定のとおり、高田警察官が原告に對して話した内容は、「**捜査に携わった警察官らが現場で確認した上で原告に対して既に説明している。**」又は「事件性を強調する原告の考え方を肯定も否定もしない。」旨の内容にとどまるものであるから、高田警察官の暴言に係る原告の主張は前提において理由がない（仮に原告の主張に係る上記 a の内容の発言がされたとしても、それをもつて、直ちに原告に対する違法な言動と評価することはできない。）。

また、上記(1)キ(イ)a, b の認定事実によれば、高田警察官は、原告からの電話を沼田警察署長に取り次がなかったことが認められるが、電話を取り次がなかったからといって、直ちに、高田警察官の原告に対する違法行為であるとはいえないから、原告の上記主張に理由がないことは明らかである（かえって、自らの考え方と異なるために感情的になって強い口調で話す者からの電話を、その者が要求する相手方に取り次がないことは、世情しばしば見受けられることであり、特段不合理、不相当ではなく、不可解なものでもない。）。

c **原告の上記主張は理由がない**から採用することができない。

(ウ) 渡邊警察官の不法行為

a 原告は、渡邊警察官が、原告の沼田警察署の監督及び狙撃者グループの監視に係る要請について、これらを職務放棄の態度で無視したことは違法である旨を主張する。

b しかしながら、上記(1)キ(ウ)の認定事実によれば、渡邊警察官は、原告が訴える狙撃者グループによる脅迫被害について、その根拠等について質問するなどして真摯に聽き取ろうとしたものの、結局、原告の訴えを具体的かつ論理的に理解することができなかつたというもので

あり、原告と渡邊警察官との間でそうしたやり取りがされたからといって、電話の一方当事者でしかない渡邊警察官の対応が違法であるということはできない。

- c **原告の上記主張は理由がない**から採用することができない。

5 ク 不法行為 8について

(ア) 萩原事務職員の不法行為

- a 原告は、萩原事務職員が**狙撃者グループの脅迫の検査要請を無視したことは違法である旨を主張する。**

- b しかしながら、上記(1)ク(ア)の認定のとおり、萩原事務職員は、原告から、禁漁期間中の猟銃の**発砲**に係る検査の要請を受けたため、その旨を担当者に伝えると返答し、当直司令等に報告するなどの対応をしたものであり、萩原事務職員による原告の検査要請の無視に係る原告の主張は、前提において理由がない。

- c **原告の上記主張は理由がない**から採用することができない。

10 イ) 野口警察官の不法行為

- a 原告は、野口警察官が、**狙撃者グループの原告に対する脅迫の検査に関する沼田警察署長の見解を問いたい旨の原告の要請を無視したことは違法である旨を主張する。**

- b しかしながら、上記(1)ク(イ)の認定のとおり、野口警察官が原告に対してした具体的な電話対応の内容が明確ではなく、野口警察官の原告に対する電話対応が違法であると認めるに足りる証拠がない。

- c **原告の上記主張は理由がない**から採用することができない。

20 2まとめ

以上によれば、群馬県警に所属する警察官らによる原告に対する言動等について、違法であると認めるに足りる**証拠はない**といわなければならない。

25 第4 結論

以上によれば、原告の請求は、損害の発生に係る争点を検討するまでもなく
理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

前橋地方裁判所民事第1部

5
裁判官

渡邊和義

これは正本である。

令和元年8月29日

前橋地方裁判所民事第1部

裁判所書記官 山 本 有 理

